

京都市告示第138号

平成23年7月11日京都市告示第183号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の表を次のとおり変更します。

平成24年6月28日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
公益財団法人京都市文化 観光資源保護財団に対す る寄附金	京都市東山区三条通大 橋東二丁目73番地2 京都三条大橋ビル3階	当該法人の主 たる目的であ る業務	平成23年4月1 日以後に支出され た寄附金

(行財政局税務部税制課)